

事務連絡
令和7年1月31日

公益社団法人 日本動物用医薬品協会
理事長 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課
飼料安全・薬事室長

ドイツ産偶蹄類動物由来製品等の輸入一時停止措置について

平素より、動物薬事行政の推進に御理解・御協力いただき、感謝申し上げます。

ドイツの水牛における口蹄疫の発生を受け、本年1月11日付けで、ドイツ産偶蹄類動物由来製品等の一部について輸入が一時停止されています。現在、ドイツ産の牛胎子血清等を動物用医薬品等の製造に用いている場合には、個別の製品の輸入可否について最寄りの動物検疫所にお問い合わせいただくか、代替調達先を御検討いただきますようお願いいたします。

また、御承知のとおり、動物用生物由来原料基準（平成15年農林水産省告示第1911号）において、病原微生物に汚染された動物に由来する原料又は材料は動物用医薬品等を製造するために使用してはならないことが定められているところです。ドイツ産偶蹄類動物由来製品を動物用医薬品等の製造に用いる場合は、必要に応じて輸入元に確認する等して、基準の遵守を図っていただきますようお願い申し上げます。

貴会におかれましては、このことにつきまして、貴会会員に周知いただくとともに、御不明な点については下記担当者へのお問合せを呼び掛けいただきますよう、お願い申し上げます。

【担当者】 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課 高木
電話：03-6744-2161（直通）